

同時発表：経済産業省

令和3年8月11日
港湾局海洋・環境課

再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定の案の公告・縦覧を開始します

経済産業省資源エネルギー庁及び国土交通省港湾局は、有望な区域として整理していた「秋田県八峰町及び能代市沖」について、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定の案の公告・縦覧を開始します。

1. 経緯

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）においては、国が促進区域の指定をしようとするときは、あらかじめその旨を公告し、当該指定の案を、2週間縦覧に供することとなっています。

「秋田県八峰町及び能代市沖」については、昨年7月3日付けで、国が協議会の組織等に着手する有望な区域として整理をしたところであり、これに基づいて協議会における協議を行ってきたところ、本年6月29日の協議会において、当該区域を促進区域に指定することについて異存はないとの意見がとりまとめられました。

その後、有識者による第三者委員会の意見を踏まえ、再エネ海域利用法が定める促進区域の基準に適合することが確認されたことから、促進区域の指定の案の公告・縦覧を行います。

2. 概要

＜縦覧資料の掲載箇所＞

- ・ 資源エネルギー庁 HP
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/yojo_furyoku/index.html#pub
- ・ 国土交通省 HP
https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000074.html

＜縦覧期間＞

2021年8月11日（水）から2021年8月25日（水）まで

なお、以下の場所・時間においては、書面の閲覧も可能です。

＜縦覧場所＞

- ・ 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部新エネルギー課
- ・ 国土交通省港湾局海洋・環境課

- ・ 秋田県産業労働部エネルギー・資源振興課
- ・ 能代市役所本庁舎行政情報コーナー
- ・ 八峰町企画財政課

<縦覧時間>

- ・ 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
及び国土交通省港湾局海洋・環境課

縦覧期間中の平日のうち 10 時 00 分から 18 時 15 分まで

- ・ 秋田県産業労働部エネルギー・資源振興課
- ・ 能代市役所本庁舎行政情報コーナー
- ・ 八峰町企画財政課

縦覧期間中の平日のうち 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

【問い合わせ先】

国土交通省 港湾局 海洋・環境課 針谷、佐藤

電話:03-5253-8111(内線 46668、46657) 直通:03-5253-8674 FAX:03-5253-1653